

# 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）

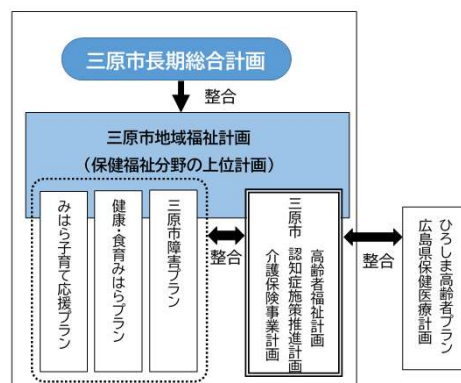
## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

- (1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、国の「基本的指針」に沿って、本市の実情に合った地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組み、地域共生社会の実現と高齢者が住み慣れた地域で、地域とともに、自分らしく健やかに暮らせるまちづくりをめざして策定するものです。
- (2) 期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の3年とします。

### 2 計画の位置づけ

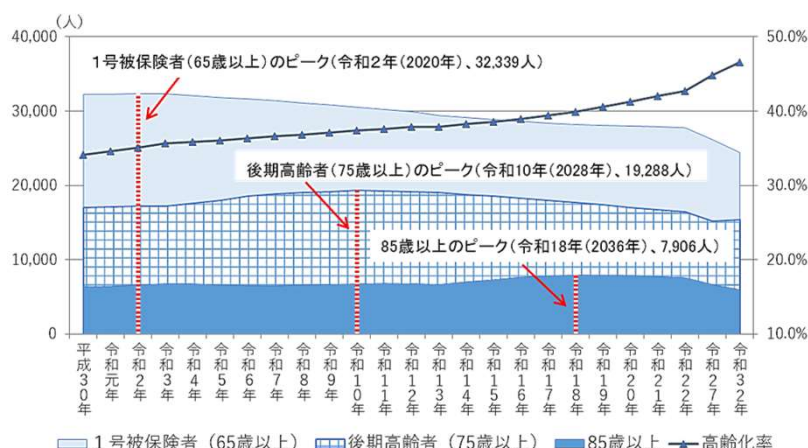
- (1) 本計画は、「三原市長期総合計画」及び「三原市地域福祉計画」を上位計画とし、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく「三原市認知症施策推進計画」を包含するものとします
- (2) 市の保健福祉分野が策定する他の計画や広島県が策定する「第9期ひろしま 高齢者プラン」及び「広島県保健医療計画」と連携及び整合を図って策定します。



## 第2章 高齢者を取り巻く状況と課題

### 1 人口等の状況

- (1) 高齢者人口は、令和2(2020)年をピークに減少していますが、令和10(2028)年の後期高齢者(75歳以上)人口のピーク、令和18(2036)年の85歳以上人口のピークに向けて、高齢化率は引き続き上昇する見込みです。
- (2) 高齢者を対象に実施した調査では、運動機能、口腔機能、閉じこもりやうつハイリスク者の割合が第8期計画時に比べて増加しています。



- (3) 第8期計画期間中の要介護等認定者数は減少傾向でしたが、第9期期間中は横ばいの予測です。今後、85歳以上人口のピークを迎える令和18(2036)年に向け、増加が続き、団塊の世代が90歳を迎える令和22(2040)年以降認定者は急減すると見込んでいます。

### 2 課題

- (1) 高齢者が、健康を維持しながら、年齢や健康状態、生き方に対する価値観等に応じて自ら活動を選び、参加できるよう、就労、趣味活動、地域活動など活動の多様化と人と活動をつなぐ仕組みが必要です。
- (2) 複雑かつ複合的な課題を抱える高齢者や家族に対する、相談体制の強化と住民主体の支え合いの仕組みを考え、実行する体制整備が必要です。
- (3) 専門職と地域住民、企業等と連携した重層的見守り体制の強化が必要です。  
また、虐待の要因が複雑なケースもあり、多職種で虐待の解消に取り組むネットワークの強化が必要です。福祉専門職と地域の防災組織等が連携し、避難に支援を要する高齢者の個別避難計画策定を進めていく必要があります。
- (4) 今後必要となる在宅サービスの整備を引き続き行います。また、介護給付適正化主要5事業を実施し、介護保険制度の円滑な運営に努めます。関係機関と連携し、介護助手導入事業を行ない、働きやすい環境づくりが必要です。

### 第3章 計画の基本的な考え方

#### 1 めざす姿と計画の基本理念

三原市がめざすまちは、高齢になっても、住み慣れた地域で生涯活躍し、仮に病気や加齢により心身機能が低下したとしても、医療や介護サービスのみならず、地域の中で支えられ、日常生活の様々な困りごとや不安に対しても、相談支援の体制が整い、切れ目なくサポートにつながることで、生涯安心して生活の送れるまちです。

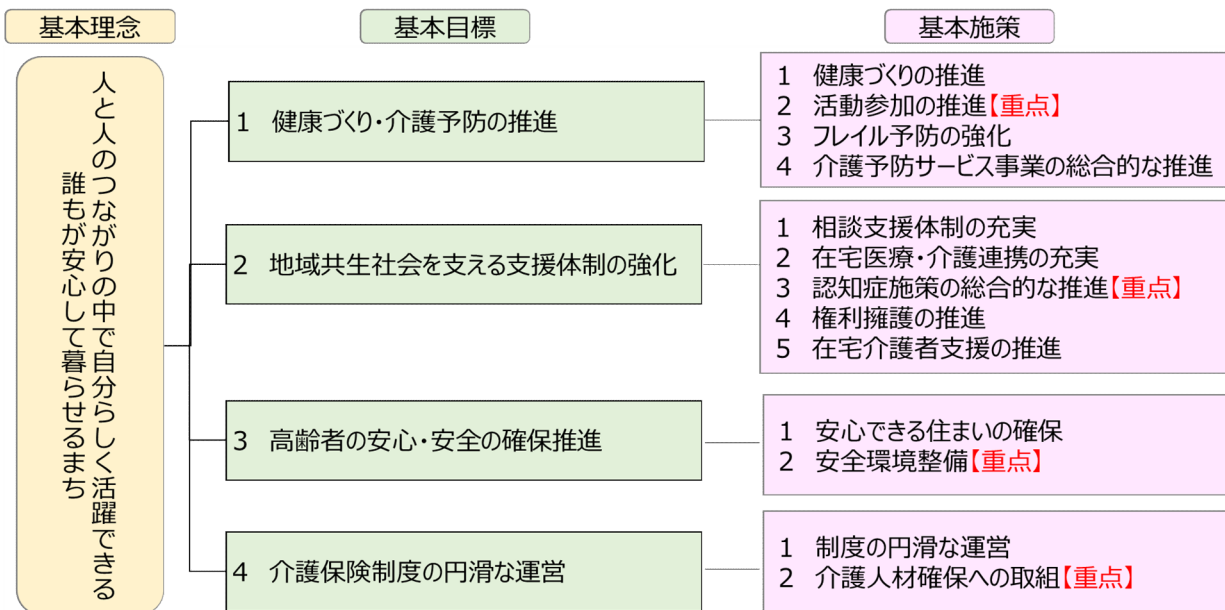
そのため、いつまでも一人ひとりの経験や知識を活かしながら、就労や趣味、生きがいづくりや地域での活動、そして介護予防といった参加と活躍を通じ、健康である期間をできるだけ延ばせるよう取り組みます。さらに、そうした活躍の支援や身体・生活上の課題に対して、相談窓口や医療福祉介護における支援体制の充実により、いつまでも権利を守られながら住み慣れた地域で過ごせるよう取り組み、暮らしのうえでの安心・安全を確保していきます。

そして、市民、地域、関係団体、医療・介護・福祉専門職と連携し、高齢者を含むすべての人が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会を実現します。

こうした市の基本理念を表す言葉として、次のとおり定めます。

**基本理念** 人と人のつながりの中で自分らしく活躍できる  
誰もが安心して暮らせるまち

#### 2 施策の体系図



#### 3 各目標ごとの施策概要

##### 基本目標1 健康づくり・介護予防の推進

###### ◆めざす姿

- (1)一人ひとりの健康意識が高まり、健康が維持できている
- (2)身体状況に応じて選択できる就労を含めた活動が地域にある

###### ◆成果指標

	基準値		目標値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和11年度
新規に介護認定を受ける人の平均年齢の上昇	82.5歳(※)	82.5歳	82.5歳	83歳	83歳
高齢者の社会（地域活動）参加率（週1回以上）	40.0%	—	—	45.0%	50.0%

### 主要施策1 健康づくりの推進

主な取組

- ①健康に応じたライフコース別の取組による健康の維持向上
- ②健康づくりの土台となる生活習慣病の発症・重症化予防
- ③「くらし」にとけこむ健康づくり
- ④いのちを支える包括的な支援(自殺対策計画)

重点

### 主要施策2 活動参加の推進

主な取組

- ①既存の活動の場の維持、拡大
- ②高齢者の就労的活動支援体制の構築
- ③様々な担い手による外出支援体制の構築

### 主要施策3 フレイル予防の強化

主な取組

- ①介護予防の普及啓発
- ②住民主体の介護予防活動の場の維持、拡大
- ③リハビリテーション専門職との連携
- ④高齢者保健事業・介護予防の一体的実施

主な取組

### 主要施策4 介護予防サービス事業の総合的な推進

- ①介護予防・生活支援サービス事業の推進
- ②自立支援型地域ケア会議

## 基本目標2 地域共生社会を支える支援体制の強化

### ◆めざす姿

- (1)様々な困りごとを、身近な場所で相談できている
- (2)認知症になっても住み慣れた地域での生活が継続できる
- (3)家族介護者が、介護しながら自分らしい生活を送ることができる

### ◆成果指標

	基準値	目標値			
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和11年度
介護認定者の在宅サービス利用割合	70.2%	70.6%	70.8%	71.0%	72.0%
家族や友人以外で相談相手がいる高齢者の割合	56.0%	-	-	60.0%	70.0%

### 主要施策1 相談支援体制の充実

主な取組

- ①相談窓口の設置
- ②地域、専門職、行政が共に地域課題を共有、解決に向けた協議の場の設置
- ③地域包括ケアに関する市民啓発

### 主要施策2 在宅医療・介護連携の充実

主な取組

- ①地域包括ケア連携推進協議会の運営
- ②アドバンスケアプランニングの周知

## 重点 主要施策3 認知症施策の総合的な推進

主な取組

- ①認知症に関する普及啓発と本人発信支援
- ②認知症予防
- ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④認知症バリアフリーの推進
- ⑤若年性認知症の人への支援

### 主要施策4 権利擁護の推進

主な取組

- ①高齢者虐待防止
- ②成年後見制度利用支援事業
- ③権利擁護に係るネットワークの整備

### 主要施策5 在宅介護者支援の支援

主な取組

- ①介護者への精神的支援
- ②介護者への経済的負担軽減
- ③ヤングケアラーへの支援

## 基本目標3 高齢者の安心・安全の確保推進

### ◆めざす姿

- (1)住み慣れた地域で安全な生活ができています
- (2)企業や住民同士がつながる地域の見守り体制の構築

### ◆成果指標

	基準値	目標値			
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和11年度
介護認定者の在宅サービス利用割合	70.2%	70.6%	70.8%	71.0%	72.0%
一人暮らしの高齢者で心配事や愚痴を聞いてくれる人がある高齢者の割合	86.8%	-	-	90.0%	95.0%

### 主要施策3 安心できる住まいの確保

#### 主な取組

- ①住宅改修の充実
- ②養護老人ホームの措置
- ③住居の確保支援

### 重点

### 主要施策2 安全環境整備

#### 主な取組

- ①見守り活動
- ②交通安全、防犯の取組
- ③災害に備えた取組
- ④バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

## 基本目標4 介護保険制度の円滑な運営

### ◆めざす姿

- (1)できる限り住み慣れた地域で生涯活躍できる
- (2)介護人材が確保され介護職員数が維持されている

### ◆成果指標

	基準値	目標値			
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和11年度
計画内給付 (給付費実績÷計画給付費)	0.90	1以下	1以下	1以下	1以下
介護助手導入事業実施事業所数の割合	0	-	-	25%以上	50%以上

### 主要施策1 制度の円滑な運営

#### 主な取組

- ①要介護認定の適正化
- ②ケアプラン点検
- ③医療情報との突合・縦覧点検

### 重点

### 主要施策2 介護人材確保への取組

#### 主な取組

- ①介護人材の確保・定着支援（研修費助成）
- ②働きやすい環境づくり（介護助手導入・ICTの活用）

## 第4章 介護保険サービスの見込み量と保険料の算出

### 1 介護保険サービス量の見込み

算出中

国から令和5年12月に示される予定の「報酬・基準に関する基本的な考え方」を踏まえ、本計画期間の介護サービス量の見込みから保険給付費等を推計し、介護保険料を設定。（令和6年1月に算定）

### 2 介護保険給付の見込み

## 第5章 計画の推進に向けて

PDCAサイクルのイメージ

- (1)本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを通じて、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。
- (2)介護サービスの利用状況、地域支援事業の実施状況などについて、三原市総合保健福祉計画推進等委員会において毎年度計画値との比較・検証を行い、計画の進捗管理を行います。
- (3)三原市総合保健福祉計画推進等委員会へ報告するほか、3年ごとに市ホームページ等を通じて広く市民に周知を図ります。

